

(特定) 耐震基準適合住宅申告書

年 月 日

富田林市長様

納税義務者

住所

(フリガナ)

氏名

(電話番号 - -)

個人番号又は法人番号

富田林市税条例附則第7条の2の2第8項又は同条第11項の規定により下記のとおり申告します。

家屋の明細			
所在地 富田林市			
所有者		家屋番号	
種類		構造	
床面積	(共同住宅については、住戸単位ではなく、棟全体で現行の耐震基準に適合することが必要です。) m ²		
建築年月日 (昭和57年1月1日以前に完成した住宅が対象です。)	年 月 日	登記年月日	年 月 日
耐震改修完了年月日	年 月 日	備考(受付印)	
耐震改修に要した費用	円		
改修完了から3か月以内に申告してください。 この期間経過後に申告する場合には、3か月以内に提出できなかった理由 ① 減額制度を知ったのが遅かったため ② その他()			

※ 添付書類等の詳細は、裏面をご覧ください。

※ この申告書は、改修工事が完了した日から3か月以内に提出いただくものです。

(裏面へ)

(裏面)

《添付書類》(写しの提出により原本還付可能です。)

- ① 建築士等が発行する増改築等工事証明書又は地方公共団体の長が発行する住宅耐震改修証明書
- ② 耐震改修工事に要した費用を証する書類(明細書、領収書等)
- ③ 認定長期優良住宅に該当することになった場合、認定通知書

《添付書類の説明》

①の増改築等工事証明書

- ・ 様式は、国土交通省のウェブサイトから入手できます。
- ・ 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行します。
- ・ 証明書の発行には、実費、技術料等に係る証明手数料が必要です。

①の住宅耐震改修証明書

- ・ 本市の補助金を受けて実施された耐震改修工事の対象家屋について、市長が証明書を発行するものです。発行手数料が必要です。

②の耐震改修工事の明細書、領収書等

- ・ 耐震改修工事にかかった費用の要件、50万円超(平成25年3月31日までの契約分については30万円以上)であることを確認するための書類です。

③の認定通知書 大阪府知事が発行するものです。

《減額の適用について》

改修をした住宅の固定資産税の2分の1の額(1戸当たり120㎡相当分まで。改修工事により認定長期優良住宅に該当する場合は3分の2の額。都市計画税は減額されません。)です。減額の適用は、工事完了年の翌年度からになります。

工事完了日が

- ・ 平成25年から令和13年3月31日までの改修・・・1年度分
- ただし、通行障害既存耐震不適格建物に該当する住宅は、耐震改修促進法改正法の施行日(平成25年11月25日)から令和13年3月31日までの改修の場合、2年度分が減額となります。

※この申告書は、耐震改修が完了した日から3か月以内に提出いただくものです。

○ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒584-8511 富田林市常盤町1-1

富田林市 総務部 課税課 資産税係

電話. 0721-25-1000 内線 113~116 FAX. 0721-20-2012